

## 債 権 差 押 命 令

当 事 者 別紙目録のとおり

請 求 債 権 別紙目録のとおり

- 1 債権者の申立てにより, 上記請求債権の弁済に充てるため, 別紙請求債権目録記載の執行力のある債務名義の正本に基づき, 債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権を差し押さえる。
- 2 債務者は, 前項により差し押さえられた債権について, 取立てその他の処分をしてはならない。
- 3 第三債務者は, 第1項により差し押さえられた債権について, 債務者に対し, 弁済してはならない。

平成 21 年 3 月 5 日

奈良地方裁判所

裁判官 福 田 敦

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官

長谷川 一



## 送 達 通 知 書

この命令の正本は次のとおり送達されたので,通知します。

債 務 者 平成 21 年 3 月 11 日

第三債務者 平成 21 年 3 月 6 日

奈良地方裁判所 裁判所書記官



## 当事者目録

〒 [redacted] 東京都 [redacted]  
債権者 [redacted]

(送達場所)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目19番5号  
虎ノ門1丁目森ビル2階  
あおい法律事務所  
債権者代理人弁護士 荒井哲朗  
同 弁護士 白井晶子

〒 [redacted] 奈良県 [redacted]  
(債務名義上の住所)

〒 [redacted] 奈良県 [redacted]  
債務者 [redacted]

〒100-8388 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号  
第三債務者 株式会社三菱東京UFJ銀行  
上記代表者代表取締役 永易克典

(送達場所)

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-4-3  
株式会社三菱東京UFJ銀行堀留支店

## 請求債権目録

東京地方裁判所平成19年(ワ)第34244号損害賠償請求事件の執行力ある  
第3回口頭弁論調書(判決)正本に表示された下記金員及び執行費用

### 記

1 元 本	金200万円
ただし、元本金505万8005円の内金として。	
2 執行費用	金7770円
(内訳)	
本申立手数料	金4000円
本申立書作成及び提出費用	金1000円
送達費用	金2320円
執行文付与申立手数料	金300円
送達証明申請手数料	金150円
合 計	金200万7770円

## 差押債権目録

(第三債務者 株式会社三菱東京UFJ銀行分)

金200万7770円

ただし、債務者が第三債務者（堀留支店扱い）に対して有する下記預金債権及び同預金に対する預入日から本命令送達時までに既に発生した利息債権にして、下記記載の順序により頭書金額に満つるまで。

記

口座の表示：普通預金口座、口座番号 [REDACTED]

口座名義人 [REDACTED]

差し押さえる普通預金の時的範囲：本命令送達の時から3営業日以内に上記口座にかかる普通預金債権となる部分（本命令送達の際に存在する預金及び同日を含む3営業日が経過するまでに受入れた金員によって構成される部分）

元本受入れ時期の前後によって順序を付する必要があるときの順序：元本の受入れ時期の早いものから（頭書金額に満つるまで）